

## 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

### 【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。  
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」  
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」  
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが  
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、  
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。  
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう  
静かに退出して下さい。退出後にご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）\_\_\_\_\_

記入者名（受験者名）\_\_\_\_\_

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

1. 事業者は、事業用自動車が転覆したときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第29条）

（ ○ ）

2. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。（道路運送法施行規則第3条の2）

（ × ）

3. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（運輸規則第16条）

（ ○ ）

4. 事業者は、運送引受義務があるため申込者から特別の負担を求められても運送の拒絶をしてはならない。（道路運送法第13条）

（ × ）

5. 非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯光の色は、緑色でなければならない。

（道路運送車両の保安基準第26条）

（ ○ ）

6. 旅事業者はその事業を休止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。  
(道路運送法第38条) ( × )
7. 安全統括管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条) ( × )
8. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から五年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2) ( × )
9. 事業者は、旅客の運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第9条の2) ( × )
10. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条) ( ○ )
11. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。  
(道路運送車両法第13条) ( ○ )
12. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。(運輸規則第48条の3) ( ○ )
13. 旅客自動車運送事業者は、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。(運輸規則第46条) ( ○ )
14. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。(道路運送法第8条) ( ○ )
15. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(運輸規則第7条の2) ( × )

II. 道路運送法に関する次の条文について、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

**(道路運送法第1条)**

- 道路運送法は( シ )と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の( ア )の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、( オ )を確保し、道路運送の( カ )の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって( セ )を増進することを目的とする。

ア. 需要	イ. 道路運送車両法	ウ. 車両数	エ. 適正な運営	オ. 輸送の安全
カ. 利用者	キ. 旅客の利便	ク. 旅行業法	ケ. 十分な売上	コ. 訪日外国人
サ. 供給	シ. 貨物自動車運送事業法	ス. 利益	セ. 公共の福祉	ソ. 道路交通法

III. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

**(運輸規則第24条)**

- 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により( ク または セ )を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに( コ )の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

①道路運送車両法の規定による( キ )又はその確認

②運転者に対しては、( カ )の有無

③運転者に対しては、疾病、疲労、( シ )その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

ア. 自動車の登録	イ. 運行指示書	ウ. 他社	エ. 事故歴	オ. 運動不足
カ. 酒気帯び	キ. 点検の実施	ク. 点呼	ケ. 教育	コ. 事業用自動車
サ. 健康診断	シ. 睡眠不足	ス. 指示	セ. 点呼	ソ. 安全な運転

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、（ ）を納付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)

答. 負担金

2. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。(道路運送車両法第52条)

答. 十五日

3. 事業者は、運送の（ ）を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。(道路運送法第14条)

答. 申込み

4. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。(道路運送法第10条)

答. 割戻し

5. 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、2人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、1人）以上の死者を生じた事故があつたときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。(自動車事故報告規則第4条)

答. 24時間

V. 一般貸切旅客自動車運送事業者は整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければなりません。では、下記の中で整備管理者に与えなければならないとされている権限を選び、該当する事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を記入しなさい。

(道路運送車両法施行規則第32条)

- ① 日常点検の結果必要な整備を実施すること ( ○ )
- ② 法に規定する定期点検を実施すること ( ○ )
- ③ 法に規定する定期点検の実施計画を定めること ( ○ )
- ④ 営業所の休憩施設を清潔に保持すること ( × )
- ⑤ 事業用自動車を清潔に保持すること ( × )

VI. 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」における経営トップの責務に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン)

・経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築・改善するとともに、顕在化が進む人材不足に起因する社員・職員等の高齢化及び厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題並びに社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への備えと対応が重要であることを認識し、適切に運営する。

- ① ( ア ) と関係法令等の遵守を徹底する。
- ② ( オ ) を策定する。
- ③ 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、( シ ) を策定する。
- ④ 安全統括管理者等に指示するなどして、( ス ) 、自然災害、テロ、感染症等への備えと対応を実施する。
- ⑤ 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等が使用できるようにする。
- ⑥ ( カ ) を実施する。

ア. 安全最優先の原則	イ. 運行管理規程	ウ. 備えと対応	エ. 回避	オ. 安全方針
カ. マネジメントレビュー	キ. 安全最優先	ク. 運行管理	ケ. 経済力	コ. 緊急避難
サ. 安全統括管理者	シ. 安全重点施策	ス. 重大な事故	セ. 配慮	ソ. 内部監査